

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。平成二十三年四月十五日〇・五一パーセント

年額面金額百円につき百円

年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた発行から償還までの期間が九

六	五	四	三	二	一
振替単位	額面	最低額	発行額	用等法	振替の法律及の適

個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第三十四回）特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
第一条 项
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その額面金額で百二十五億六千七百九十六万円

財務大臣 野田佳彦

野田佳彦

○財務省告示第百六十四号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十三年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年五月十一日

十七十八十五十四十三
の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

平成十三年四月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十三年四月十五日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
四年五月十五日以後において行

額面金額 × $\frac{0.51}{100} \times \frac{1}{2}$
毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により出した金額を支払う。

十二 第二期以後の利子

十一
初期利子

年五ヵ月超の十年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く）の結果に基づき算出された入札（当該開始日）の複利回りから、利回りが上昇したことを控除した率（セント）を下回る場合は、式月とそのパーセント率の差額（セント）を支払う。ただし、同じお支払日に当たる日より五日までの間は、セント率の上昇による支払額の増加を控除した後、支払額を算出し支払う。

うこととし、その買取金額は、区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十四年十月十五日から平成二十四年四月十五日までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{8.0}{100}$ - 受入経過利子に相当する金額)

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に関する省令第六十八号(平成十四年財務省令第68号)第二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零子とするとする(次号において同じ。)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.51}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

中途換金の特例

十九
元利金支
払場所

(一) じ
し、それぞれの算額に加り算額
した金額とする。
平成二十三年十月十五日か
かる金額 + 経過利子に相当す
る金額 - (初期利子に相当す
る金額 × $\frac{80}{100}$ + 経過利子に相
当する金額)
平成二十三年十月十五日前
の額 + 経過利子に相当す
る金額 - 受入経過利子に相
当する金額)